



東海大学
Think Ahead, Act for Humanity

東海大学と東海大学の学生と就職支援センターとの協定書

【協定の目的】
本協定は「Think Ahead, Act for Humanity」を教育理念として、就職活動における東海大学の学生と人材の育成及び就職支援のため、双方が連携及び協力して取り組むことにより、両者の協働を推進する。

【目的】
第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力し、就職活動の進展による各府県企業への就職支援を目的とし、学生の就職活動を支援することにより、以下「1.1」の就職活動支援に関する事項とする。

【協定の範囲】
第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携及び協力して実施する。
(1) 学生への就職支援に関する就職活動の企業訪問、就職活動の1・2ターン就職活動支援に関するイベント等の実施に関する事項。
(2) 就職活動に関する学生の就職活動の進捗状況、1・2ターンの就職活動に関する支援に関する事項。
(3) 各府県企業等での学内での就職活動の推進及び講師・相談員の派遣に関する事項。
(4) 就職活動に関する就職支援センターの運営に関する事項。
(5) 学生の1・2ターンの就職活動に関する情報交換及び就職活動に関する事項。
(6) その他、学生の1・2ターンの就職活動に関する事項。

【連絡調整】
第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

【守秘義務】
第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を支援するにあたり、相手方から得た情報について、本協定期間中はもとより終了後4至3者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

【協定の代表】
第5条 本協定は協定書に署名した両府県に定められた職権に基づいて協定の目的を達成し、甲と乙が協議を維持して実施して執行するものとする。
本協定の締結を遂げるため、本協定書に署名し、印してこれに署名、押印の上、両府県に1通を郵送するものとする。

平成29年3月23日

甲 岐阜県岐阜市相武町1番16号
知 事 内 堀 雅 也
乙 神奈川県平塚市北条日4丁目1番
東 海 大 学
学 長 山 田 清 幸